## 第1章 総則

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条(目的)				
この条例は、二元代表制の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たす				
べき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることに	※定義のため、評価の対象外			
より、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄				
与することを目的とする。				

# 第2章 議会及び議員の活動原則

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第2条 (議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議		□概ねできている	議員同士の活発な議論、議会としての政策立案や提言に	
員の自由な発言を重んじること。		☑一部できている	ついて、消極的な面がある。	
		□できていない	議員間での議論が少ない気がするため	
		□その他		
(2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。		□概ねできている	採決の方法について、多数決(大方の意見)か全会一致	
		☑一部できている	かが、一部の都合によって無原則に判断される。	
		□できていない		
		□その他		
(3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。		□概ねできている	第7条の規定があるにも関わらず、制定後これまで市民	
		☑一部できている	の意見を聞く機会が設けられたことがない	
		□できていない		
		□その他		
(4) 市政運営を監視及び評価すること。		□概ねできている	全てが監視できているとは言えないと思うから。	
		☑一部できている		
		□できていない		
		□その他		
(5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。	議会における政治倫理条例などの立案は行われたが、市政に	□概ねできている	市政に関する政策の立案や提言	
	対する政策立案や提言はほぼない。個々の議員や会派として	☑一部できている		
	は政策提案や予算要望などは勿論あるが、議会多数の意思と	□できていない		
	しての政策立案や提言はほぼない。コロナの緊急対策に関す	 □その他		
	る提言くらいである。			
(6) 不断の改革を行うこと。	・タブレット貸与及びペーパーレス会議システム導入による	1	市民の意見を聴く機会を設けるだとか、議員同士の議論	
		☑一部できている	を活発に行うだとか、条例に規定されたことがほとんど	
	実施)	□できていない	検討されていない。本条例の検証もこれまで行われな	
		□その他	かった	
	実施(R5③前)			
	・市議会ホームページにおける議会資料掲載の早期化(R6③			
第3条 (議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。	- /			
(1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握すること		□概ねできている	できているかどうかは、個々の議員ごとに判断されるべ	
に努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。			きこと	
		□できていない		
		☑その他		
		<b>型</b> での間		

(2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。	・毎年1回、様々なテーマの研修会を議長主催で実施	□概ねできている	できているかどうかは、個々の議員ごとに判断されるべ	
		□一部できている	きこと	
		□できていない		
		☑その他		
第4条 (政治倫理) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く	・府中市議会政治倫理条例を制定 (R5①)	□概ねできている	できているかどうかは、個々の議員ごとに判断されるべ	
自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。	・府中市議会政治倫理条例に基づく宣誓書未提出議員に対し	□一部できている	きこと	1
	て、本会議において未提出理由の意見聴取を実施(R5②)	□できていない		1
	・議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施(R6①	☑その他		1
	前)			
第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態	・ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、	☑概ねできている		
が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関	LINEWORKSによる連絡訓練を実施(R5④前)	□一部できている		1
及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところによ		□できていない		
り、災害対策の対応に努めるものとする。		□その他		

### 第3章 市民との関係

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(議会の公開及び説明責任)				
第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。	・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開(常任委	□概ねできている	今後、協議会の公開や、陳情者の補足説明の公開も検討	
	員会H24②~、特別委員会(予決算を除く)H27臨~、議会運	☑一部できている	すべきである	
	営委員会H30臨~、予算・決算特別委員会H30③~)	□できていない		
	・市議会ホームページにおけるインターネット配信の実施	□その他		
	(本会議H25②~、委員会R5③~)			
2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対す	・議会報において議決の個人賛否を掲載(H29②~)	□概ねできている	談合事件にあたって、事件の解明、検証は警察の仕事で	
る説明責任を十分に果たさなければならない。	・議会傍聴について、手話通訳に加えノートテイクによる傍	☑一部できている	あり、議会としての解明、検証は行われなかった。	
	聴にも対応(R3予算から)	□できていない	議案の採決理由が不掲載での議会報では不十分と感じる	
	・市議会ホームページに議会報のテキストデータを掲載し、	□その他	から	
	視覚に障害がある方の情報収集を円滑化(R4)			
第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を		□概ねできている		
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとす		□一部できている		
る。		☑できていない		
		□その他		
2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。		□概ねできている	提出者または提出者の所属などにより、賛否が左右され	
		☑一部できている	る傾向が一部にある。	
		□できていない		
		□その他		
3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じ	・府中市議会政治倫理条例の制定過程で、対面による市民意	□概ねできている		
て、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。	見を聴取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコ	□一部できている		
	メントを実施 (R4②~④)	☑できていない		
		□その他		

## 第4章 市長等との関係

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(市長等と議会の関係)				
第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われてい	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望	□概ねできている	監視や評価については概ねできている。議会としての政	
るかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立	書を全会派の総意で市長に提出(R2臨①)	☑一部できている	策立案や提言については、コロナ対策の緊急要望以外は	
案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	・議会から総合計画審議会委員を選出し、総合計画の策定に	□できていない	行われていない。	
	参画	□その他	政治的な立場の違いから、議員の意見がまとまりにくい	
2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形	庁舎建設の遅延にあたって、委員会として、その遅延の	□概ねできている	個々の議員が質疑によって説明を求めることは行われる	
成過程の説明を求めることができる。	経過についての説明を求めた	☑一部できている	が、委員会として、議会全体として説明を求めるような	
		□できていない	機会はこれまであまりなかった	
		□その他		
(質疑等の形式)				
第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理		☑概ねできている		
し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。		□一部できている		
		□できていない		
		□その他		
2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うもの	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更(R2②~)	□概ねできている	一般質問を行わない議員もいる	「行うことができる」に改正す
とする。		☑一部できている		べきではないか
		□できていない		
		□その他		
(議決事項の追加)				
第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)				
第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がと	┃ ┃ ┃   			
もに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議	WHY TAKE IT - A JUNE LEWY A STATE OF THE MANAGEMENT OF THE MANAGEM			
会の議決すべき事件として定めることができる。				

## 第5章 議会の運営及び体制

(会期及び回数)				
第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決				
定するものとする。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			
2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月		□概ねできている	府中市議会定例会の回数に関する条例に定めるところで	
府中市条例第19号)に定めるところによる。		□一部できている	よい	
		□できていない		
		☑その他		
(討議の原則)				
第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議		□概ねできている	「自由な」とは言えないと思うから	
員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。		☑一部できている		
		□できていない		
		□その他		
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。	・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫	□概ねできている	通常の委員会においても、議員間討議を行える仕組みを	
	理条例制定に係る協議	☑一部できている	つくるべきと考える	
	・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議におけ	□できていない		
	る議員間討議ルールを申合せ(R5①)	□その他		

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
ふさわしいものとすることを基本とし、肘中市議会議員定数条例(平成12年	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現 段階では評価に馴染まない。		府中市議会議員定数条例に定めるところでよい	
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分 に考慮した上で定めるものとする。		□概ねできている □一部できている □できていない ☑その他		
3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外			
4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。		☑概ねできている □一部できている □できていない □その他		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を 補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		□概ねできている □一部できている □できていない ☑その他	これまでとくに何もしていないので、事務局職員の待遇 も含めて、何かしら検討する必要はあると考える	
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース(議会ロビー)に議会図書室を設置(R5③前)	☑概ねできている □一部できている □できていない □その他		
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。		□概ねできている □一部できている □できていない ☑その他	府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 に定めるところでよい	
2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との 比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報 酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。		☑概ねできている □一部できている □できていない □その他		

## 第6章 補則

(条例の検証等)	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を	□概ねできている	これまでは、検証が行われてこなかった。	「4年に一度」などの期限に関
第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必	実施 (R5②~)	□一部できている		する文言を加えるべきである
要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。		☑できていない		
		□その他		